

個人情報保護事務の手引 (その2 関係例規集)

令和7年4月

福岡県総務部県民情報広報課

[注] 条例及び規則等については、原文は縦書きであるが、ここでは便宜上横書きとし、漢数字を算用数字に改める等の修正を加えている。

また、運用に係る知事部局の諸規程について他の実施機関は、当該実施機関が定める関係規程に読み替え、当該関係規程に定められた運用を行うものとする。

目次

1	個人情報の保護に関する法律（抄）	1
2	個人情報の保護に関する法律施行令（抄）	27
3	個人情報の保護に関する法律施行規則（抄）	36
4	福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例.....	40
5	福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則	47
6	知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程	94
7	知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の 施行について（通知）	101
8	個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準.....	113

個人情報の保護に関する法律（抄）

平成15年法律第57号
最終改正 令和3年法律第37号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条—第6条）
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
 - 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）
 - 第2節 国の施策（第8条—第11条）
 - 第3節 地方公共団体の施策（第12条—第14条）
 - 第4節 国及び地方公共団体の協力（第15条）
- 第4章 個人情報取扱事業者等の義務等
 - 第1節 総則（第16条）
 - 第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第17条—第40条）
 - 第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第41条・第42条）
 - 第4節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第43条—第46条）
 - 第5節 民間団体による個人情報の保護の推進（第47条—第56条）
 - 第6節 雑則（第57条—第59条）
- 第5章 行政機関等の義務等
 - 第1節 総則（第60条）
 - 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第61条—第73条）
 - 第3節 個人情報ファイル（第74条・第75条）
 - 第4節 開示、訂正及び利用停止
 - 第1款 開示（第76条—第89条）
 - 第2款 訂正（第90条—第97条）
 - 第3款 利用停止（第98条—第103条）
 - 第4款 審査請求（第104条—第107条）
 - 第5款 条例との関係（第108条）
 - 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第109条—第123条）
 - 第6節 雑則（第124条—第129条）
- 第6章 個人情報保護委員会
 - 第1節 設置等（第130条—第145条）
 - 第2節 監督及び監視
 - 第1款 個人情報取扱事業者等の監督（第146条—第152条）
 - 第2款 認定個人情報保護団体の監督（第153条—第155条）
 - 第3款 行政機関等の監視（第156条—第160条）

第3節 送達（第161条—第164条）

第4節 雑則（第165条—第170条）

第7章 雑則（第171条—第175条）

第8章 罰則（第176条—第185条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - (3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - (4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

(5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

(6) 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

（基本理念）

第3条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第15条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第5章 行政機関等の義務等

第1節 総則

（定義）

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第

5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同

じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百174条において同じ。）地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第65条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

- (3) 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める

事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第71条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示

（開示請求権）

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（事案の移送）

第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の

内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第 89 条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前 2 項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第 2 項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前 2 項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

（訂正請求権）

第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第 127 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にななければならない。

（訂正請求の手續）

第 91 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手續）

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすること

により、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第104条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執

行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査

請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第9条第4項	前項に規定する場合において、審査庁	第4条又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第31条第1項	同法第106条第2項において読み替えて適用する第31条第1項
	前項において読み替えて適用する第34条	同法第106条第2項において読み替えて適用する第34条
	前項において読み替えて適用する第36条	同法第106条第2項において読み替えて適用する第36条
第11条第2項	第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第13条第1項及び第2項、第28条、第30条、第31条、第32条第3項、第33条から第37条まで、第38条第1項から第3項まで及び第5項、第39条並びに第41条第1項及び第2項	審理員	審査庁

第25条第7項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第29条第1項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第29条第2項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第29条第5項	審理員は	審査庁は、第2項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第30条第3項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第31条第2項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第50条第1項第3号において同じ。）
第41条第3項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第1項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第2項及び第43条第2項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知する	終結した旨を通知するものとする

	ものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	
第44条	行政不服審査会等	第81条第1項又は第2項の機関
	受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第50条第1項第4号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第81条第1項又は第2項の機関
第81条第3項において準用する第74条	第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第107条 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第5款 条例との関係

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第六節 雑則

（適用除外等）

- 第124条** 第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

- 第125条** 第58条第2項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第1節、第66条第2項（第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第1項、第75条、前2節、前条第2項及び第127条を除く。）の規定、第176条及び第180条の規定（これらの規定のうち第66条第2項第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第181条の規定は、適用しない。
- 2 第58条第1項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第1号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第2号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第1節、第75条、前2節、前条第2項、第127条及び次章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第58条第1項各号及び第2項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第98条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第61条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第2号中「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項」とあるのは「第27条第1項又は第28条」とする。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

- 第127条** 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第6章 個人情報保護委員会

（施行の状況の公表）

第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第166条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第167条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（地方公共団体が処理する事務）

第170条 この法律に規定する委員会の権限及び第150条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第八章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供

したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。第１８０条 第１７６条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第１８１条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第１８３条 第１７６条、１７７条及び第１７９条から第１８１条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第１８４条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(１) 第１７８条及び第１７９条 １億円以下の罰金刑

(２) 第１８２条 同条の罰金刑

２ 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第１８５条 次の各号のいずれかに該当する者は、１０万円以下の過料に処する。

(１) 第３０条第２項（第３１条第３項において準用する場合を含む。）又は第５６条の規定に違反した者

(２) 第５１条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(３) 偽りその他不正の手段により、第８５条第３項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

個人情報の保護に関する法律施行令（抄）

平成15年政令第157号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報取扱事業者の義務等（第4条—第15条）
- 第3章 行政機関等の義務等（第16条—第32条）
- 第4章 個人情報保護委員会（第33条—第40条）
- 附則

第1章 総則

（個人識別符号）

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等

(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める

文字、番号、記号のその他の符号

- (9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (10) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第3章 行政機関等の義務等

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第16条 法第60条第1項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
 - イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 - ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - (1) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - (2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合

に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(行政機関等匿名加工情報ファイル)

第17条 法第60条第4項第2号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合体に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(安全管理措置を講ずべき業務)

第19条 法第66条第2項第3号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第45号）第8条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成6年法律第135号）第16条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）第168条の2（第9号に係る部分に限る。）又は第168条の3第1項の規定に基づき行う業務
- (3) 種苗法（平成10年法律第83号）第15条の2第1項（同法第17条の2第6項、第35条の3第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定に基づき行う業務
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第14条第1項の規定に基づき行う業務
- (5) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき行う業務
- (6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
- (7) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第23条第1項の規定に基づき行う業務
- (8) 法第58条第1項第2号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

2 法第66条第2項第4号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
- (2) 法第58条第2項第1号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

（開示請求における本人確認手続等）

第22条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第85条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第23条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲

げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第１項第４号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（開示決定の際に通知すべき事項）

第２４条 法第８２条第１項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第８７条第３項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

２ 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第８２条第１項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第２５条 行政機関の長等は、法第８６条第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

２ 法第８６条第１項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第86条第2項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 法第86条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

（開示の実施の方法等の申出）

第26条 法第87条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知があった場合において、第23条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第87条第3項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第87条第3項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（写しの送付の求め）

第28条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第29条 第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求につい

ては「第98条第2項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第30条 法第106条の規定により同条第1項の審査請求について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第5条	法第29条第1項本文	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第1項本文
第6条第1項	弁明書は	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第2項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第6条第2項	法第29条第5項	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第5項
第7条第1項	反論書は	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人の数）
	を、法第30条第2項に規定する	とし、個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人の数）
	を、それぞれ提出しなけれ	とする

	ばならない	
第7条第2項	法第30条第3項	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第3項
第8条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第9条	審理員	審査庁
	法第37条第2項	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第37条第2項
第10条、第11条及び第14条第1項	法第38条第1項	個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第38条第1項

第4章 個人情報保護委員会

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第40条 法第26条第1項、法第146条第1項、法第162条において読み替えて準用する民事訴訟法第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第163条並びに法第164条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第150条第1項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第4項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

- 2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。
- 3 第1項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第35条第1項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第4章第2節から第4節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第26条第1項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について、第35条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 4 第1項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抄）

平成28年個人情報保護委員会規則第3号

（定義）

第1条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第1号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第3条 令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第4条 令第1条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第43条 法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

（個人情報保護委員会への報告）

第44条 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第68条第1項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第6による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第45条 行政機関の長等は、法第68条第2項本文の規定による通知をする場合には、第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第46条 法第71条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（条例を定めたときの届出）

第70条 法第167条第1項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第15による届出書を提出する方法）により行うものとする。

福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月23日

福岡県条例第43号

一部改正 令和5年1月6日福岡県条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

（条例要配慮個人情報）

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第6号）第8条に規定する同和地区の所在地を含む記述等とする。

（登録簿）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、法第60条第2項に規定する個人情報ファイルを保有するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価の実施を要する個人情報取扱事務にあつては、番号利用法第28条第4項の規定による評価書の公表後、速やかに）、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲
- (5) 個人情報取扱事務に係る保有個人情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が

含まれるときは、その旨

(6) その他実施機関が定める事項

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 法第74条第2項第1号から第4号まで、第6号及び第8号並びに政令第20条第3項各号に掲げる個人情報ファイルを保有する個人情報取扱事務

(2) 県の安全その他の県の重大な利益に関する個人情報取扱事務

4 公安委員会及び警察本部長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2項第4号若しくは第5号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第8条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第 9 条 法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3,950 円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

（福岡県個人情報保護審議会の設置）

第 10 条 次に掲げる事務を行うため、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の機関として、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年福岡県条例第 1 号。この条及び第 19 条において「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条第 1 項による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40 第 2 項（同法第 30 条の 44 の 13 において準用する場合を含む。）に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。
- (4) 番号利用法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (5) 次条又は議会個人情報保護条例第 50 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（審議会への諮問）

第 11 条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（組織）

第 12 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 13 条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員の身分保障）

第14条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

（委員の服務）

第15条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第18条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（審議会の調査権限）

第19条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問をした実施機関又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問をした議長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第20条第4号に規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報を含む。この条及び第20条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示

された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会は、第10条第3号から第五号までに掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関又は議会個人情報保護条例第二条第四項に規定する職員その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（委員による調査手続）

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（調査審議手続の非公開）

第21条 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（会議の運営）

第22条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（施行の状況の公表）

第23条 知事は、毎年1回、法の施行の状況について公表するものとする。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第25条 第15条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（福岡県個人情報保護条例の廃止）

第2条 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の福岡県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条又は第8条第3項若しくは第9条第3項の規定による職務上又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつ

た者

- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第 8 条第 2 項の委託を受けた事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者（地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う当該公の施設の管理業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により、旧条例第 5 1 条第 1 項の規定により県に置かれた福岡県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）に対しされている諮問その他の行為は、審議会に対しされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 1 3 条第 1 項の規定による任命を受けた者とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 5 1 条第 3 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 6 第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、次に掲げる文書であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の旧個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行前において旧実施機関が管理していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧条例第 2 条第 5 号に規定する公文書(同号ハに規定する特定歴史公文書を含む。)をいう。)
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者が管理していた文書(公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を含む。)
 - 7 第 1 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前項各号に掲げる文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
 - 8 第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
 - 9 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 10 この条例の施行の際現に実施機関において行われている個人情報取扱事務に係る第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」とする。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

第4条 福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

三六 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）
第9条第1項及び第2項の手数料

（福岡県情報公開条例の一部改正）

第5条 福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号の次に次の1号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第6条 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成14年福岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条」を「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第10条」に改める。

（福岡県行政不服審査会条例の一部改正）

第7条 福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第5条第1項（第7条第4項）」を「第6条第1項（第8条第4項）」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第2条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係るものを除く。）を処理する。

（福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例の一部改正）

第8条 福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例（平成28年福岡県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「福岡県行政不服審査会」を「法第81条第1項若しくは第2項の機関」に改める。

附 則（令和5年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第7号）

（施行期日）

第1条 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月31日

福岡県規則第15号

一部改正 令和7年1月14日福岡県規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し知事が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿）

第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第4条 条例第4条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号によるものとする。

2 条例第4条第2項第6号の実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 保有個人情報の記録項目
- (3) 保有個人情報に含まれる要配慮個人情報の記録項目
- (4) 保有個人情報に特定個人情報が含まれるときは、その旨
- (5) 保有個人情報の収集先
- (6) 保有個人情報の提供先

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する事務には、適用しない。この場合において、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿は、様式第3号によるものとする。

- (1) 法人又は事業を営む個人からの申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）又は届出（同条第7号に規定する届出をいう。）の内容に関する事項を記録する個人情報ファイルを保有する事務
- (2) 前号に準ずる事務であって知事が適当と認めたもの

（開示請求書）

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

2 条例第5条の実施機関が定める事項は、書類の送付先が請求者の住所又は居所と異なる場合における送付先及びその理由並びに郵送により開示請求を行う場合における請求者の本人確認に必要な書類の別とする。

（開示決定通知書等）

第6条 法第82条第1項の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第5号）
 - (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第6号）
- 2 法第82条第2項の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（開示決定等期限延長通知書）

第7条 条例第6条第2項の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第8条 条例第7条の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

（開示請求事案移送書等）

第9条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 法第85条第1項の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第11号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第10条 法第86条第1項の通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 法第86条第2項の通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第13号）により行うものとする。
- 3 法第86条第3項の通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第11条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものを専用機器により再生したものの聴取（イに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるときに限る。）
 - ハ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
 - ニ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（ハに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるときに限る。）

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものを専用機器により再生したものの視聴（イに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるときに限る。）
- ハ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- ニ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（ハに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるときに限る。）

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。）
- ハ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができる場合に限る。）

（開示実施方法等申出書）

第12条 法第87条第3項の申出は、保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第15号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示）

第13条 知事は、保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該保有個人情報が記録された法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（写しの交付に要する費用等）

第14条 条例第8条の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

3 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

4 保有個人情報の写しの送付を受ける者は、第1項の費用及び前項の郵便切手を前納しなければならない。

（訂正請求書）

第15条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第16号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第16条 法第93条第1項の通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第17号）に

より行うものとする。

- 2 法第93条第2項の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第18号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

- 第17条 法第94条第2項の通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

- 第18条 法第95条の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第20号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送書等）

- 第19条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第21号）により行うものとする。

- 2 法第96条第1項の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第22号）により行うものとする。

（訂正実施通知書）

- 第20条 法第97条の通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第23号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

- 第21条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第24号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

- 第22条 法第101条第1項の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第25号）により行うものとする。

- 2 法第101条第2項の通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第26号）により行うものとする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

- 第23条 法第102条第2項の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第27号）により行うものとする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

- 第24条 法第103条の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第28号）により行うものとする。

（任意代理における委任状）

- 第25条 本人の委任による代理人が次の各号に掲げる請求をする場合における政令第22条第3項（政令第29条において準用する場合を含む。）の委任状は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第76条第2項の規定による開示請求 委任状（保有個人情報に係る開示請求用）
（様式第29号）

- (2) 法第90条第2項の規定による訂正請求 委任状（保有個人情報に係る訂正請求用）
（様式第30号）

(3) 法第 98 条第 2 項の規定による利用停止請求 委任状（保有個人情報に係る利用停止請求用）（様式第 31 号）

（審議会諮問通知書）

第 26 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第 32 号）により行うものとする。

（法の施行状況の公表）

第 27 条 条例第 23 条の規定による法の施行状況の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成 17 年福岡県規則第 27 号）は廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第 3 条第 2 項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年規則第 2 号)

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

別表（第14条関係）

区 分	交付する写し	金 額
1 文書、図面又は写真	イ 複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	ロ 複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 30円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき 10円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 120円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 170円
5 電磁的記録	イ 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき 10円
	ロ 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき 30円
	ハ CD-Rに複写したもの	1枚につき 80円
	ニ DVD-Rに複写したもの	1枚につき 100円
	ホ その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 1の項、2の項又は5の項イ若しくはロの場合においては、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称	福岡県知事		
事務担当課等	部・局・所	課・室	
	電話番号（ ）	—	内線（ ）
個人情報ファイルの利用目的			
記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない	
条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	福岡県	部・局・所 課・室
	所在地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 法第60条第3項第2号非該当 <input type="checkbox"/> 法第60条第3項第3号非該当			
※ 以下、該当の場合のみ記載				
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県	部・局・所	課・室
	所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要				
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県	部・局・所	課・室
	所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間				
備考				

個人情報保護事務の手引（その2 関係例規集）

様式第2号（第4条関係）

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	保有開始（予定）年月日	変更（予定）年月日
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務の目的		
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
保有個人情報の記録項目等		
(本人に係る事項)		
<input type="checkbox"/> 個人識別符号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号
<input type="checkbox"/> メールアドレス	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 家族構成等
<input type="checkbox"/> 勤務先・通学先等	<input type="checkbox"/> 職歴・学歴	<input type="checkbox"/> 役職（地位）
<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> その他 []	
(提出書類)		
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> 証明写真	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 納税証明書等
<input type="checkbox"/> 通帳	<input type="checkbox"/> 資格・免許 その他証書	<input type="checkbox"/> 診断書等
<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証等	<input type="checkbox"/> その他 []	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条
<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果
<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤に関する情報	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する 手続の事実	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に 関する手続の事実
条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
保有個人情報の収集先・提供先		
収集	<input type="checkbox"/> 本人から収集	<input type="checkbox"/> 本人以外から収集
<input type="checkbox"/> 本人から直接収集	<input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由	<input type="checkbox"/> 業務委託先経由
<input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等
	<input type="checkbox"/> 本人の属する機関等	<input type="checkbox"/> その他 []
提供	<input type="checkbox"/> 本人への提供	<input type="checkbox"/> 本人以外への提供
<input type="checkbox"/> 本人へ直接提供	<input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由	<input type="checkbox"/> 業務委託先経由
<input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 他の実施機関への提供	<input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等への提供
	<input type="checkbox"/> ホームページ等による公表	<input type="checkbox"/> その他 []
備 考		

個人情報保護事務の手引（その2 関係例規集）

様式第3号（第4条関係）

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	保有開始（予定）年月日	変更（予定）年月日			
個人情報取扱事務を所管する組織の名称					
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲					
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない	条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない

様式第4号（第5条関係）

（表）

保有個人情報開示請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
 （請求者）住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏 名.....
 電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容 <small>（請求する保有個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）</small>		
求める開示の実施方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
 2 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 4 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 5 3及び4の書類は、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。
 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
 7 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください（当該届出があった段階で、取下げがあったものとみなします。）。
 8 開示の希望日については、備考欄を活用ください。

- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

（裏）

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号..... 送付先..... 電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により開示請求を行う場合】

郵送により開示請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（.....）
 - (2) 住民票の写し（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の提出が必要です。
ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
	<input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第5号（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容							
開示する個人情報の利用目的							
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">方法</td> <td><input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>視聴取 <input type="checkbox"/>写しの交付（<input type="checkbox"/>郵送）</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）	日時	年 月 日 時 分	場所	
	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）					
日時	年 月 日 時 分						
場所							
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。）。 開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して事務担当課等に提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">方法</td> <td>① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付	日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）	場所	
方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付						
日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）						
場所							
郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円（郵便切手により納付） ② 郵送に要する日数： 日						
事務担当課等	部・局・所 課・室 係						
	電話番号（ ） — 内線（ ）						
備考							

- 注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示する個人情報の利用目的			
開示しない部分及び理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当		
	該当号	説 明	
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。		
	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送 ）	
	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。）。 開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して事務担当課等に提出してください。		
方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付		
日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）		
場所			
郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円（郵便切手により納付） ② 郵送に要する日数： 日		

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
	電話番号（ ）	—	内線（ ）
備考			

- 注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第6条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号（ ） — 内線（ ）	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第6条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第9号（第8条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第7条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第7条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	
備考	

注 開示請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第11号（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	部局課室名等
	所在地
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第12号（第10条関係）

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） ー 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別 紙

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
（〒 ）

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

注 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。

2 開示に関しての意見欄には、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれかに該当する□にレ印を付けてください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別 紙

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
（〒 ）

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

注 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。

2 開示に関しての意見欄には、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれかに該当する□にレ印を付けてください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第14号（第10条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けであなた（貴団体等）から「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第15号（第12条関係）

保有個人情報の開示実施方法等申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号.....
 (請求者) 住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏 名.....
 電話番号().....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により申し出ます。

保有個人情報（部分）開示決定通知書の文書番号及び日付	文書番号	
	日 付	年 月 日
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 視聴取	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
 2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、一部の□にレ印を付けた上で、その内容を記載してください。
 3 この申出は、正当な理由がある場合を除き、個人情報の保護に関する法律第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行う必要があります。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第16号（第15条関係）

（表）

保有個人情報訂正請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
 （請求者）住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏 名.....
 電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号：	開示決定日：
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
 2 必要に応じて訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
 3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 6 4及び5の書類は、訂正請求の前日30日以内に作成されたものに限り、提出を要しません。
 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
 8 個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

（裏）

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号..... 送付先..... 電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により訂正請求を行う場合】

郵送により訂正請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（.....）
 - (2) 住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の提出が必要です。
ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第17号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () — 内線 ()
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第19号（第17条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） ー 内線（ ）
備考	

様式第20号（第18条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第95条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第21号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等	
備考	

注 訂正請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第22号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	部局課室名等
	所在地
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第23号（第20条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 氏 名 印

貴職に提供している個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、次のとおり訂正したので、同法第97条の規定により通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号() ー 内線()
備考	

様式第24号（第21条関係）

（表）

保有個人情報利用停止請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
 （請求者）住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏 名.....
 電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号：	開示決定日：
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
 2 必要に応じて利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
 3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 6 4及び5の書類は、利用停止請求の前日30日以内に作成されたものに限り、提出が可能です。
 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合があります。その旨を、本人の電話番号を必ず記載してください。
 8 個人情報の保護に関する法律第98条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

（裏）

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号..... 送付先..... 電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により利用停止請求を行う場合】

郵送により利用停止請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印をつけてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（.....）
 - (2) 住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
	<input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第25号（第22条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)
	(利用停止の理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第26号（第22条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第27号（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第28号（第24条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第29号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る開示請求用）

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 1の開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の開示請求に係る開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の開示請求に係る開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び1の開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び1の開示請求に係る開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者

開示請求に係る
保有個人情報の
本人

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る訂正請求用）

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 1の訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者
訂正請求に係る
保有個人情報の
本人

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る利用停止請求用）

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 1の利用停止請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者

（利用停止請求に係る保有個人情報の本人）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第32号（第26条関係）

保有個人情報に係る審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第 条の規定に基づく 決定等に対する次の審査請求については、福岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同法第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る 決定等の内容	
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

令和5年3月31日

福岡県訓令第6号

一部改正 令和6年9月17日福岡県訓令第5号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第7条）
- 第3章 職員の責務（第8条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第9条—第19条）
- 第5章 安全確保上の問題への対応（第20条—第22条）
- 第6章 監査及び点検の実施（第23条—第25条）
- 第7章 補則（第26条・第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括管理者）

第3条 知事部局に、総括管理者1人を置く。

- 2 総括管理者は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 3 総括管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事部局における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（保護管理者）

第4条 福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号。以下「組織規則」という。）

第7条に規定する課及び室（組織規則第3条第3項の規定により本庁に臨時に設ける課又は室を含む。）並びに組織規則第2条第4号に規定する出先機関（以下課及び室と併せて「所属」という。）に、保護管理者1人を置く。

- 2 保護管理者は、所属の長とし、所属における保有個人情報の管理に関する事務を総括

する。

- 3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定しなければならない。
- 4 保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定しなければならない。
- 5 保護管理者は、特定個人情報事務取扱担当者が特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。
- 6 保護管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の事務分担及び責任を明確にしなければならない。

（保護担当者）

第5条 所属に、保護担当者1人（業務上必要と認められる場合にあつては複数人）を置く。

- 2 保護担当者は、本庁にあつては庶務を所掌する係の長（係を置かない課又は室にあつては、課又は室の長が指名する者）を、出先機関にあつては当該出先機関の庶務を所掌する課の長（課を置かない出先機関にあつては、出先機関の長が指名する者）をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第6条 知事部局に、監査責任者1人を置く。

- 2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、所属における保有個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第7条 総括管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行わなければならない。

- 2 保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 職員の責務

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報の取扱い

（接触の制限）

第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報に接する権限を有する者を、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定しなければならない。

- 2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該保有個人情報に接してはならない。
- 3 職員は、第1項に規定する権限を付与された場合であっても、当該保有個人情報への

接触は必要最小限としなければならない。業務上の目的以外の目的で当該保有個人情報に接してはならない。

（複製等の制限）

第10条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（媒体の管理等）

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置を講じなければならない。

（誤送付等の防止）

第13条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

（廃棄等）

第14条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

- 2 保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第15条 保護管理者は、保有個人情報（特定個人情報を除く。）の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

- 2 保護管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第10項に規定す

る特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

（外的環境の把握）

第 16 条 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、当該保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（保有個人情報の提供）

第 17 条 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について当該提供先との間で書面を取り交わすこと。
- (2) 当該提供先への安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、当該提供前又は随時に実地調査等を行い、当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずること。

2 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前項各号に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第 18 条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、保有個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- (1) 保有個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この号、第 8 号及び第 7 項において同じ。）の制限又は事前承認その他の再委託に係る条件に関する事項
- (3) 保有個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 保有個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 保有個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における保有個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された保有個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

3 前 2 項に定めるもののほか、保護管理者は、番号利用法第 2 条第 1 1 項に規定する個人番号利用事務又は同条第 1 2 項に規定する個人番号関係事務（第 6 項及び第 8 項にお

いて「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

- 4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する保有個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 保護管理者は、委託先が保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが第5項の措置を講じなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 8 前項に定めるもののほか、保護管理者は、委託先が個人番号利用事務等の全部又は一部を再委託する場合には、当該個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。
- 9 前各項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い保有個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。
- 10 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(その他)

- 第19条** 保護管理者は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第5章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第20条** 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の職員が法その他関連する法令及び規程等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は事案の発生のおそれを認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。この場合において、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直

ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括管理者は、前項ただし書の規定による報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を知事に速やかに報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している所属に再発防止措置を共有しなければならない。

（法に基づく報告及び通知）

第21条 保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

（公表等）

第22条 保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第6章 監査及び点検の実施

（監査）

第23条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む知事部局における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

（点検）

第24条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

（評価及び見直し）

第25条 総括管理者又は保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

第7章 補則

（他の訓令との関係）

第26条 他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあつては、この訓令に定めるもののほか、当該他の訓令の定めるところによる。

（細則）

第27条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者又は総括管理者の指示に

従い総務部県民情報広報課長が定める。

- 2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は保有個人情報の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。
- 3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成17年4月福岡県訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行する。

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の施行について（通知）

公印省略

5 広第 2 2 4 1 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

本庁各課（室）長 }
各出先機関の長 } 殿

総務部県民情報広報課長

（情報公開係）

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程
の施行について（通知）

4 月 1 日に施行される、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和 5 年 3 月福岡県訓令第 6 号。以下「訓令」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めましたので、通知します。

貴職におかれては、訓令及び下記に留意しながら、引き続き、個人情報の適正な管理に努めるとともに、職員に対する周知徹底について、遺漏のないようお願いします。

なお、平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日付け 2 7 広第 1 1 3 2 号総務部県民情報広報課長通知は、廃止します。

記

第 1 管理体制に関する事項

1 第 3 条（総括管理者）から第 6 条（監査責任者）までについて

第 3 条から第 6 条までの規定は、保有個人情報の管理に関する職責と役割について定めたものである。

- (1) 第 3 条第 3 項第 1 号の委員会は、個人情報管理委員会と称し、総務部長、総務部県民情報広報課長（以下「県民情報広報課長」という。）及び企画・地域振興部情報政策課長を主たる構成員とし、適宜その他の職員を構成員とする。
- (2) 第 4 条第 5 項の「物理的な安全管理措置」とは、例えば、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域における入退室管理、持ち込む機器等の制限等の措置をいう。
- (3) 保護管理者が、第 5 条第 2 項の規定により、保護担当者を指名したときは、事務分担表に明示するものとする。

2 第 7 条（研修）関係

総括管理者が行う「啓発その他必要な研修」については、県民情報広報課において企画、立案の上、実施する。また、県民情報広報課長は、保護管理者が当該所属職員に対して行う研修について、必要に応じ、指導及び助言を行うものとする。

3 第 8 条（職員の責務）関係

「関連する法令及び規程等」には、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ

イン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月特定個人情報保護委員会告示第6号）を含むものとする。

第2 保有個人情報の取扱いに関する事項

1 第9条（接触の制限）関係

- (1) 本条第1項の「秘匿性等その内容に応じて」とは、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮するものであり、保護の必要性が高い情報として、例えば個人の資産・収入状況、個人の心身状況に関する記載など個人の人格に関わるもの等が考えられる。
- (2) 本条第1項の「保有個人情報に接する」とは、保有個人情報の閲覧、複製、提供、更新、訂正、廃棄等、当該保有個人情報を対象とする一切の行為をいうものである。
- (3) 保護管理者は、本条による権限の設定に当たっては、重要度の低い保有個人情報であっても、当該保有個人情報の量や記録媒体の種類等に由来する閲覧、帯出の容易性などを総合的に勘案し、当該保有個人情報の適切な管理が図られるよう留意すること。

2 第10条（複製等の制限）関係

本条は、保有個人情報の複製や送信等が、当該保有個人情報の散逸につながるおそれがあるなど、適正な管理を実施する上では注意を要する行為であることから、保護管理者の指示に従い行うことを規定したものである。

3 第11条（誤りの訂正等）関係

保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、正確性を確保する上で速やかに訂正を行うことは当然であるが、保護管理者の決裁を受けるなど、訂正に関し所属として対応したことを記録しておく必要があることから、本条を設けたものである。

4 第13条（誤送付等の防止）関係

誤送付等の防止については、県民情報広報課が作成した個人情報保護マニュアルにおいて、漏えい等の原因及び対策並びに複数の職員による確認の手法等を具体的に説明しているため、当該マニュアルを活用し、保有個人情報の適切な管理が図られるよう必要な措置を講じること。

5 第14条（廃棄等）関係

「保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法」とは、媒体に応じた適切な手段を指すものであり、例えば、紙やフィルムに記録されている場合には、焼却又はシュレッダーによる裁断が、また、電磁的記録媒体に記録されている場合には、粉碎又は完全なデータ消去を行うことができるソフトウェアの利用等が、これに該当するものである。

6 第15条（保有個人情報の取扱状況の記録）関係

- (1) 本条は、保有個人情報の適切な管理を効率的に行うためには、当該所属における保有個人情報にはどのようなものがあるのか、また、当該保有個人情報がどのように利用、保管されているのかを整理し、把握しておくことが不可欠であることから規定されたものである。
- (2) 本条第1項の「台帳等」には、保有個人情報を取り扱う事務の名称及び保有個人情報の利用目的、保有個人情報の項目名、保管場所、保存形式、訓令第9条による接触権限を有する者、保存年限など適正な取扱いに必要な情報が記載されることが望ましく、さらに、「台帳等」の内容を定期的に確認し、最新の状態にするよう努める必要がある。
- (3) 本条第2項の「確認する手段を整備」とは、特定個人情報ファイルの名称及び利用目的、特定個人情報ファイルに記録される項目、個人の範囲、特定個人情報等の収集方法その他の項目を記録することをいう。なお、当該記録には、特定個人情報を記載

してはならない。

(4) 本条第1項及び第2項の「台帳等」又は「記録」については、個人情報取扱事務登録簿や特定個人情報評価実施時に作成した評価書を整備するとともに、文書の片外持出簿や外部記憶媒体使用管理簿等により適正な取扱いがなされているか記録する方法で管理することも可能である。

(5) 個人情報取扱事務登録簿のうち、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月福岡県規則第15号。以下「細則」という。）第4条第3項各号に規定した事務については、保有個人情報の秘匿性等その内容を勘案して、簡略様式（細則様式3号）によることを認めたものである。なお、同項第2号に規定した「前号に準ずる事務であって知事が適当と認めたもの」とは次のとおりである。

ア 条例第4条第2項第2号に規定する個人情報取扱事務の目的を達成した事務

イ 県の規則等に基づき法人又は事業を営む個人から行われる申請又は届出の内容に関する事項を記録する個人情報ファイルを保有する事務

この様式を使用する場合には、必要に応じて、(2)に掲げる情報を適宜追加するなどの対応が望ましい。

7 第17条（保有個人情報の提供）関係

(1) 本条は、法第70条に規定する保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求のうち、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき提供する場合に講ずべき措置を規定したものである。

(2) 本条第1項の「行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する」とは、行政機関（国）、地方公共団体の機関（議会を含む）、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者、例えば法人その他の団体に保有個人情報を提供することをいい、行政機関等相互間の提供は該当しない。

(3) 本条第1項第2号及び第2項の「必要があると認めるとき」とは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、保護管理者が個別具体的に判断するものとする。

8 第18条（事務の委託等）関係

(1) 契約に当たっては、法第66条第2項及び番号利用法第11条に規定する個人情報及び特定個人情報の安全管理を図るための委託先に対する必要かつ適切な監督を行うため、本条第2項に掲げる事項等を契約内容に盛り込む必要がある。同項各号に掲げられたもの以外の事項の例を別紙1に示すので、契約の際の参考とされたい。

(2) 個人番号利用事務等については、委託先に対する監督義務が課せられていることから、本条第3項及び第6項を設けたものである。

(3) 本条第3項の「法に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否か」の具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、経営環境、従業員に対する監督・教育の状況等が挙げられる。

(4) 本条第5項の「年一回以上の定期的検査等」とは、実地調査、保有個人情報の取扱状況の報告等をいう。

(5) 個人番号利用事務等については、再委託する場合に、知事の許諾が要件とされていることから、本条第8項を設けたものである。

(6) やむを得ないと認められる場合を除き、再々委託については禁止とする。

(7) 本条第9項は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い保有個人情報を取り扱うこととなる場合に、本条第1項から第8項までの規定を準用することを規定したものであり、保護管理者は、第2項各号に掲げる事項その他保有個人情報の適切な管理のための必要事項を基本協定に盛り込まなければならない。

第3 安全確保上の問題への対応

1 第20条（事案の報告及び再発防止措置）関係

- (1) 本条第1項から第4項までの規定は、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となると思われる事案が発生した場合の、発生直後の対応について定めたものである。こうした事案が発生した場合、初期において適切な対応が行われないと漏えい等した情報を用いた架空請求など二次被害の拡大や信頼の喪失に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、迅速かつ的確に対応をする必要がある。
- (2) 漏えい等事案の発生のおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。
- (3) 保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、保有個人情報の滅失や毀損に該当する事例であっても、その内容と同じ情報が他に保管されている場合は、滅失や毀損に該当しない。
- (4) 本条第3項の報告については、直ちに県民情報広報課に第一報を入れ、別紙2「保有個人情報漏えい等事案報告書」を提出するものとする。なお、その場合における公表や再発防止策は未定とすることを妨げない。
- (5) 本条第3項ただし書の「特に重大と認める事案」とは、漏えい等事案を公表する場合が該当する。
- (6) 盗難又は庁舎外での紛失の場合は、直ちに最寄りの交番、警察署に被害届又は遺失物届を提出しなければならない。

2 第21条（法に基づく報告及び通知）関係

- (1) 法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告様式は、別紙3とする。この場合において、保護管理者は、次に掲げる区分ごとに定める期日までに報告を完了するため、県民情報広報課と協力し、又は県民情報広報課による助言、指導を受けながら、別紙3を作成するものとする。

ア 速報

報告対象となる事態を知った時点から、概ね3～5日以内（知った時点を含む。以下同じ。）

イ 確報

報告対象となる事態を知った時点から、30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は、60日以内）

- (2) 法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告は、県民情報広報課が、保護担当者から提出を受けた別紙3を基に、同委員会ホームページの入力フォームから行う。
- (3) 確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条）。
- (4) 確報においては、別紙3の事項を全て報告しなければならない。ただし、報告期

限内にあっては、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

- (5) 法第68条第2項に規定する本人への通知とは、本人に直接知らしめることをいい、保護管理者は、事業の性質及び保有個人情報の取扱い状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法（例えば、文書の郵送や電話による説明等）により、下記事項を通知しなければならない。

ア 概要

イ 漏えい等が発生し、又は発生するおそれがある保有個人情報の項目

ウ 原因

エ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

オ その他参考となる事項

- (6) 通知に当たっては、前号に掲げる内容が全て判明するまで通知する必要がないというものではない一方で、通知することでかえって被害拡大のおそれがある場合などには、当該おそれがなくなった後、速やかに通知するなど事態の状況に即した対応が必要となる（本人への通知を行うべきことに変わりはない。）。ただし、保有個人情報に本人の連絡先が含まれていないなど本人への通知が困難な場合であって、事案の公表を行うなど本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じた場合や当該保有個人情報が法第78条第1項各号に掲げる不開示情報が含まれている場合を除く。

3 第22条（公表等）関係

保有個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害を防止し、類似事案の発生を回避するとともに、保有個人情報の適切な管理に関する説明責任を果たすため、原則として、事実関係及び再発防止策等を公表するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

- (1) 当該事案がアないしエに該当し、二次被害が発生するおそれがない場合

ア 漏えい等の対象が極めて限定的であり、漏えい等した保有個人情報を速やかに回収し、又は削除依頼した場合

イ 漏えい等した保有個人情報に高度な暗号化（※）等の秘匿化が施されている場合

※ 高度な暗号化等とは、データ暗号化ソフトを使用するなど第三者が容易に解読できない状態に変換することをいい、例えば、電子ファイルへのパスワードの設定を含まない。

ウ 漏えい等した保有個人情報が公にされている情報である場合

エ 実施機関内で発生した実施機関の職員に関する情報の漏えい等であって、速やかに回収し、又は削除依頼した場合

- (2) 本人が当該事案の公表を望まない場合又は公表することにより、かえって被害拡大のおそれがある等、本人の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

第4 監査及び点検の状況

第23条（監査）関係

本条に規定する監査については、県民情報広報課において企画、立案の上、実施する。

第5 補則

第26条（他の訓令との関係）関係

「他の訓令」とは、福岡県情報処理規程（平成24年2月福岡県訓令第1号）をいい、情報資産の管理及び情報システムによる情報の処理に関しては、当該訓令の規定のほか、福岡県情報処理規程及び同規程第5条第2項第1号の規定に基づき定められた福岡県情報セキュリティ対策基準の定めに従い適切に行うものとする。

別紙1

保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る指針

1 趣旨

この指針は、法第60条第1項に規定する、知事が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合において、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うため、訓令第18条第2項の保有個人情報の適切な管理のための必要な事項について定めるものである。

2 指針の対象となる委託

この指針の対象となる委託契約は、保有個人情報を取り扱う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する契約の全てとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含み、また、収納の委託等の公法上の委託も含む。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を含まない。

3 委託に当たっての留意事項

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「保有個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を慎重に選定すること。
- (2) 契約内容に保有個人情報に関する特記事項があること、及び法第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び番号利用法第12条の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる義務があることを、入札案内書又は仕様書に記載するなど確実な方法により、入札に当たっては入札前に、又は随意契約に当たっては見積書を徴するときまでに、相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する保有個人情報は、当該保有個人情報の利用目的の範囲内とすること。

4 契約事務に当たっての措置

委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が特記事項を遵守すべき旨を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。
なお、契約書を作成しない場合には、特記事項を書面にて取り交わすものとする。

契約書記載例（乙を受託者とする契約の場合）

（保有個人情報の保護）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 契約事務の遂行に当たっての留意事項

保護管理者は、特記事項中甲の承諾を必要とする事項について受託者から協議があったときは、必要な事項を記載又は添付した書面の提出を求めなければならない。この場合において、保護管理者は、委託業務の目的を達成するため必要かつやむを得ないと認められ、かつ、次に掲げる事項の全てを満たす場合を除き、承諾してはならない。

なお、受託者から協議のあった次に掲げる事項について、書面により許諾する場合には、保有個人情報の適切な管理のために、必要な条件を付して承諾するものとする。

- (1) 契約の目的以外に、第三者提供する場合の協議

ア 受託者又は第三者が不正な利益を得るために提供するものではないと認められ

ること。

- イ 提供する保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限と認められること。
- ウ 提供を受ける第三者が契約に定める保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用しないと認められ、かつ、利用後、廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
- エ その他保有個人情報に関し、第三者の安全管理措置が講じられていると認められること。

(2) 複写及び複製に関する協議

- ア 複写又は複製する保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が当該保有個人情報の利用目的の範囲内と認められること。
- イ 複写又は複製した保有個人情報を、契約に定める当該保有個人情報の利用目的以外の目的に利用しないと認められること。
- ウ 複写又は複製後、当該保有個人情報の廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
- エ その他保有個人情報に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

(3) 再委託に関する協議

- ア 受託者が再委託先に対し、3(2)と同様の内容を周知し特記事項と同等の義務を課していることと認められ、かつ、これらを証する書類が保護管理者に提出されていること。
- イ 再委託を行う事務の範囲及び再委託先に引き渡す保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が当該保有個人情報の利用目的の範囲内であると認められること。
- ウ 再委託先に引き渡した保有個人情報の廃棄、返還等の措置が確実に、かつ、適切に講じられると認められること。
- エ 再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- オ やむを得ない場合を除き、再々委託が禁止されていること。
- カ その他再委託に係る保有個人情報に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

6 公の施設を管理させる場合の措置等

この指針は、法第66条第2項第2号及び番号利用法第11条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該公の施設の管理業務に伴って取り扱うこととなる保有個人情報の安全管理措置について準用する。

別記

保有個人情報取扱特記事項

一部改正 令和5年10月

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤

廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（廃棄等）

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

（情報システムにおける安全管理措置）

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

（従事者への研修）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではな

い。

- 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

（調査）

- 第15** 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

（指示及び報告）

- 第16** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（取扱記録の作成）

- 第17** 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

（運搬）

- 第18** 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 第19** 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

《参考》

委託契約上の措置例（類型別）

別記「保有個人情報取扱特記事項」の各事項に関し、委託契約の類型ごとに特記すべき事項は、以下のとおりである。

なお、これらの類型はあくまで参考であり、実際の契約に当たっては、委託契約の実態に即し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するなどして、委託事務に係る個人情報の適切な取扱いが確保されるようにすること。

- 【類型1】 県が保有する個人情報（記録媒体に記録されている場合を含む。以下「保有個人情報」という。）を受託者に提供してその処理を行わせるもの
例：電算計算機へのデータ入力の実務委託、通知書等の封入封かん作業等
- 【類型2】 県は保有個人情報を引き渡さないが、委託事務の性質上、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの
例： 県民意識調査、アンケート調査、大会・研修会等の運営(参加者等の個人情報の取扱いを伴うもの)等
- 【類型3】 委託事務の性質からは、特に個人情報を取り扱うことは予定されていないが、受託者が事務の執行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの
例： 庁舎等警備業務（閉庁時における入退庁者把握を含む場合は、類型2とする。）、システム等の保守点検・開発業務（専ら試験的に個人情報を取り扱う場合は含まない。）等
- 【類型4】 県立の施設の管理運営を委託することに伴って、当該施設の利用者等の保有個人情報の取扱いが生じるもの
例： 公園、体育施設、県営住宅、社会福祉関連施設等の管理運営等
なお、公の施設の管理業務において保有個人情報の取扱いを伴う場合には前記「6 公の施設を管理させる場合の措置等」により、適切な対応を図る必要がある。

措置項目	類型1	類型2	類型3	類型4
第1 基本的事項	○	○	○	○
第2 管理及び実施体制	○	○	○	○
第3 作業場所等の特定	○	○	—	○
第4 秘密の保持	○	○	○	○
第5 収集の制限	△	○	—	○
第6 持出しの禁止	○	○	—	○
第7 複写及び複製の禁止	○	—	—	—
第8 利用及び提供の制限	○	○	—	○
第9 廃棄等	○	○	—	○
第10 情報システムにおける安全管理措置	○	○	—	○
第11 従事者への研修	○	○	○	○
第12 再委託の禁止	○	○	○	○
第13 資料等の返還	○	○	○	○
第14 事故報告	○	○	○	○
第15 調査	○	○	△	○
第16 指示及び報告	○	○	△	○
第17 取扱記録の作成	△	△	△	△
第18 運搬	△	△	△	△
第19 契約解除及び損害賠償	○	○	○	○

○：原則として規定すべき事項 △：必要に応じ規定すべき事項
—：該当しない事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

（令和5年3月20日設定）

- 1 「保有個人情報の開示請求に対する処分」（第82条第1項及び第2項）については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準」のとおり
- 2 「保有個人情報の訂正請求に対する処分」（第93条第1項及び第2項）については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準」のとおり
- 3 「保有個人情報の利用停止請求に対する処分」（第101条第1項及び第2項）については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準」のとおり

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、知事が行う処分に係る審査基準は次のとおりとする。

第1 保有個人情報の開示請求に係る審査基準等

法第78条の規定により、知事は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

1 法第78条の規定に基づく保有個人情報の開示

【法第78条第1項本文】

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、知事の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の安全と秩序の維持、公共の利益等も適切に保護する必要がある。本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

※ なお、開示とならない例は、不開示情報が含まれている場合のほか、次のようなものがある。

- ・ 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合
- ・ 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合
- ・ 開示請求書の記載事項に形式上の不備がある場合
- ・ 他の法令による開示の実施との調整により開示を行わない場合
- ・ 開示請求の対象が法第124条各項に該当する場合 等

(2) 開示の実施の方法との関係

法でいう「開示」とは、保有個人情報の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された保有個人情報の開示の実施に当たり、保有個人情報の保存、技術上の観点から、例えば、原本での閲覧を認めることが困難である場合に一定の制約を設けることは差し支えない。

(3) 不開示情報の類型

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(4) 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点において当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

2 開示請求の対象となる保有個人情報の範囲

【法第2条第1項】

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

【解説】

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

(2) 個人に関する情報

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

ア 個人に関する情報の具体例

個人に関する情報の一部を例示すると、次のとおりである。

生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等
------------	--

内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等
心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等
社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、保険証の記号番号 等
その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等

※ 「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、この範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。

開示等の場面において、どこまでが開示等請求者に関する保有個人情報となるかは、形式的には決め難い。とりわけ法第60条第1項に定める地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）に散在的に記録されている個人情報の場合、実務上問題となる。

法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており（法第77条第1項第2号）、また、知事は、補正の参考となる情報を提供するように努めることとしている（同条第3項）。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲が特定されることが、円滑な運用を図る上で不可欠である。

イ 法人及び外国人等に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

ウ 死者に関する情報について

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、法における「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

法では、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載がある等遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報で

もある。）には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別することができることをいう。「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

(4) 他の情報と容易に照合することができる

「他の情報と容易に照合することができる」とは、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年福岡県条例第４３号）第２条第１項に定める実施機関（以下「実施機関」という。）の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態である。

【法第2条第2項】

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

【解説】

(1) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

(2) その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように

「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

【具体例】

一号	DNA、顔、虹彩、声、歩行の態様 等
二号	旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号、医療保険・介護保険・雇用保険の被保険者識別番号 等

【法第60条第1項】

この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書～（略）～地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

【解説】

(1) 保有個人情報

「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、知事が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいう。

(2) 行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの

「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、職員が、当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関等が保有している」とは、職務上作成、又は取得した個人情報について事実上管理している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、実施機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これも含まれ得る。

なお、保存年限が経過し廃棄可能になっていたとしても、物理的に文書を所持していれば、「保有しているもの」に該当する。

一方、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合等、当該文書を管理していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(3) 行政文書〔中略〕に記録されているものに限る

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

※ 該当しない例

- ・ 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（個人のノート・手帳・メモ類、自己研鑽のための研究資料、備忘録等）
- ・ 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ・ 職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の検討段階の文書等。なお、原案の検討過程の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

【法第2条第4項】

この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【解説】

(1) 本人

法第2条第1項において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、〔中略〕特定の個人を識別することができるもの」としており、本項では、第1項で定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義している。

「本人」は、法では、例えば、利用目的の明示の対象、利用目的外の提供が許される提供先、開示・訂正・利用停止の各請求の主体となる。

保有個人情報の開示請求においては、本人以外の者からなされることがないように、法第77条第2項の規定により、請求者から「本人」であることを示す書類の提示、又は提出を受け、請求者が「本人」であるかどうかの確認を厳密に行う必要がある。

3 開示請求権

【法第76条】

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

【解説】

(1) 何人も

日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人である。

(2) 自己を本人とする保有個人情報

開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。

したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ親族、配偶者に関するものであっても開示を請求することはできない。

(3) 未成年者

「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18年に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第4条）。

(4) 成年被後見人

「成年被後見人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、法定の手續に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条及び第8条）。

(5) 法定代理人

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。

「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第838条第1号等）である。

「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である（民法第843条等）。

(6) 本人の委任による代理人

本人が自己の個人情報に係る開示請求等について、本人の意思に基づき、当該請

求に関する権利を委任した者をいう。

(7) 本人に代わって前項の規定による開示の請求（中略）をすることができる。

法定代理人は任意代理とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意を要しない。法の開示請求も、本人の意思と独立して行うことができる。

「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

なお、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、法第78条第1項第1号により不開示とすることができる。

未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とはせず、父母それぞれが単独で開示請求権を行使することができる。

4 不開示情報

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行う。

なお、これらの判断は、開示決定等を行う時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）における状況に基づき行う。（詳細は、第1-1(4)参照）

また、個別の情報の具体的な内容等によって、重複的に不開示情報に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1) 個人に関する情報

【法第78条第1項第1号】

開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【解説】

ア 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

【法第78条第1項第2号】

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【解説】

ア 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示としている。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

「個人に関する情報」の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していないが、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く

「営む」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている。

ウ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができるもの」は、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることができることをいう。

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。例えば、住所、電話番号、役職名並びに個人別に付された記号及び番号等がある。

年齢、性別、印影、履歴、肖像及び振込金融機関名等の氏名以外の記述等については、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合がある。

エ（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても個人識別情報として不開示とする。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、より慎重な判断を要する。

特定の個人を識別することができる情報ではないものであっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあるものは、当該情報の性質、集団の性格及び規模等により、個人識別情報に該当する場合がある。

また、当該個人を認識するために実施可能と考えられる手段について、その手段

を実施する人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮する。

オ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

知事の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

カ 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

キ 慣行として開示請求者が知ることができる情報

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。例えば、取材等でたまたま明らかになっているものであれば、一般的には「慣行として」には該当しない。

また、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

ク 知ることが予定されている情報

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合が想定される。

ケ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しなくてよいということにはならない。

コ 当該個人が公務員等である場合において

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

サ 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席や発言その他の事実行為、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報等が含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

なお、人事査定・評価情報や給与等情報は、法第78条第1項第7号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

シ 当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報については当該公務員等の氏名を含め、個人に関する情報としては不開示とはならない。

また、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」場合に該当する。

【具体例】

- ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
- ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報

※ 本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第78条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする（以下第78条第1項各号において同じ。）。

(2) 法人等に関する情報

【法第78条第1項第3号】

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【解説】

ア 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報

「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、国際機関（国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。）も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては、「法人その他の団体」に含まれ得る。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等法人等に関する情報を指す。例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等も当然含まれる。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、アで掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

ウ ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く

当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

エ 権利、競争上の地位その他正当な利益

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位等、様々なものがある。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

なお、具体的に正当性を判断するにあたり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

オ 害するおそれ

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

また、許認可等の申請における却下、拒否の事実や申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常公にされず、公になると当該法人等の社会的信用等が侵害され法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれ

があるものであると判断し得る場合には、「正当な利益等を害するおそれ」があるとして、不開示となる。

さらに、公にされる情報自体からは法人等の権利等が害されるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断することになる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

カ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないで欲しいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「提供され」る方法は、書面によるとはされていないところであり、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、行政機関等の職員側で文書等に記録したのも含まれる。

キ 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、

その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これには当たらない。

【具体例】

ア 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ア) 生産、技術等に関する情報

- ・ 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ 研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 営業、販売、運営等に関する情報

- ・ 取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
- ・ 資金調達状況その他の通常一般に入手できない財務に関する情報
- ・ 販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ 設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ その他営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・ 雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報

であって、通常一般に入手できないもの

- ・ その他事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ウ 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(3) 公共の安全等に関する情報

【法第78条第1項第5号】

行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【解説】

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持

「犯罪の予防」とは、罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動を指す。

「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を

含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去
手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障
を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、
特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘
発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・
勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

なお、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規
制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれの
ない行政警察活動に関する情報については、第7号の事務又は事業に関する不開示
情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

【具体例】

- ・ 捜査のための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者又はその参考人、違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定す
ることができることと認めるにつき相当の理由がある情報
- ・ 訴訟に関連した照会又は回答に関する情報
- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
- ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報
- ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
- ・ その他公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
ことと認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 審議、検討等情報

【法第78条第1項第6号】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解説】

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

イ 審議、検討又は協議に関する情報

知事の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討等、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された公文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

これらの「審議、検討又は協議に関する情報」の例としては、以下のようなものも含まれる。

- ・ 実施機関が関係機関（国の機関又は他の地方公共団体等）に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の実施機関が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、実施機関はもとより、協議先の関係機関にとっても、当該協議における提出意見等の情報は「審議検討又は協議に関する情報」に該当する。
- ・ 地方公共団体及び国の機関以外の機関（例えば法人等）が主催する会議等に、地方公共団体及び国の機関の職員が職務として参加し、審議、検討等を行った場

合において、当該審議、検討等に関する情報が実施機関の内部における審議、検討等に当たる場合には、本号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

なお、実施機関や関係機関等内部で審議、検討等を行う場合に、その審議、検討等がそもそもその事務又は事業の適正な遂行の一環として行われるときには、その情報は法第 78 条第 1 項第 7 号等の他の不開示情報に該当する可能性もある。

ウ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合等）がこれに該当する。

その他、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関等内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりするときは、これに該当する。ここでいう「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであれば全て該当し得る。

エ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民（県民）の誤解や憶測を招き、不当に国民（県民）の間に混乱を生じさせるおそれがある場合等を指す。

これは適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民（県民）（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにするものである。

なお、行政機関等の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより、不当に国民（県民）の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については、本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

オ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及

ばすおそれがある場合等を指す。エと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民（県民）への不当な影響が生じないようにする趣旨である。ここで、「特定の者」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

カ 不当に

ウからオまでにおいて「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

キ 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民（県民）の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。例えば、選択されなかった選択肢が公になると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

【具体例】

ア 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・ 審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として政策等の選択肢に関する自由討議・検討その他の行政機関等内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
 - ・ 関係行政機関等全体又は協議元の行政機関等としての最終的な意思決定に至るまでの過程で行政機関等相互間又は地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
 - ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
 - ・ 叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報
 - ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
- イ 公にすることにより、不当に国民（県民）の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報
 - ・ 専門的な検討を経ていない情報
 - ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
 - ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請の審査、同条第4号に規定する不利益処分の実施の検討等に関する情報
 - ・ その他公にすることにより不当に国民（県民）の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ウ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報
- ・ 一定期間後に一斉公表が予定されている法令、基準、規格等に関する情報
 - ・ 実施以前に公表されることが想定されていない不利益処分に関する情報
 - ・ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

(5) 事務又は事業に関する情報

【法第78条第1項第7号柱書】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【解説】

ア 次に掲げるおそれ

「次に掲げるおそれ」として本号イ及びハからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがあり得る。

記者発表等、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書については、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

イ 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ウ 適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、知事の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

【法第78条第1項第7号イ】

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

【解説】

ア 国の安全が害されるおそれ

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、県民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。例えば、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られている状態、県民の生命が国外からの脅威等から保護されていること並びに国の存立基盤としての基本的な政治方式並びに経済及び社会秩序の安定が保たれている状態等をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

イ 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織の事務局等を含む。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

ウ 他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国が望むような交渉成果が得られなくなる、交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して国がとろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

【具体例】

- ・ 開示することが、当該情報に係る他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や国際慣行に反することとなるおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ハ】

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【解説】

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいい、行政が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。

「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。

「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

イ 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

本号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得る。

【具体例】

- ・ 監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報
- ・ 試験の管理・監督の手法や判定・評価の手法に関する詳細な情報
- ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な

情報

- その他公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ニ】

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【解説】

ア 契約、交渉又は争訟

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、以下のようなものが想定され、このような情報については、不開示となる。

- ・ 入札予定価格等を開示することにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある
- ・ 用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある
- ・ 交渉や争訟等の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。）を開示することにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがある

【具体例】

- ・ 企業誘致に係る交渉方針、交渉結果等に関する情報
- ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ホ】

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

【解説】

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民（県民）に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

なお、各種統計調査においては、当該調査の実施機関、目的、調査対象、調査手法、周期・期日、調査事項等が開示されているところではあるが、具体的な調査対象企業名等のように、それが開示されることにより当該法人に不利益を及ぼすおそれや、事後の協力を得られなくなるため、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合がある。

【具体例】

- ・ 研究課題、研究成果その他の研究に関する情報であって、公にすることにより、知的財産権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
- ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

【法第78条第1項第7号へ】

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【解説】

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

【具体例】

- ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報
- ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
- ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ト】

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【解説】

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。

例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても本号トの該当性を検討する必要がある。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

【具体例】

- ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準じる情報

5 部分開示

(1) 不開示情報が記録されている場合の部分開示

【法第79条第1項】

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

【解説】

ア 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

イ 容易に区分して除くことができるとき

当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけではなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区別することを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行う等、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

ウ 「容易に区分して除くことができる」ことへの該当性

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写する等して行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。

例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合等があり得る。

このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合

は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

エ 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない

部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すか等の方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、知事の不開示義務に反するものではない。

なお、不開示決定の部分については、行政手続法第8条の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、法第78条第1項各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

一般的には、根拠規定に加え、少なくとも公文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければならない。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別情報が記録されている場合の部分開示

【法第79条第2項】

開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解説】

ア 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合

法第79条第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報（例えば、氏名）と当該個人の属性情報（例えば、当該個人の行動記録）からなる「ひとまとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が法第78条第1項各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることは、その範囲の捉え方を異にする。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第1項第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならなためである。

イ 当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき
個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示す

ることが不適當であると認められる場合もある。例えば、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものにとり、部分開示の規定を適用する。

ウ 当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われ、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となり、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

6 個人の権利利益を保護するための裁量的開示

【法第80条】

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【解説】

(1) 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

法第78条第1項各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、知事の高度の行政的な判断により、開示することができる。

法第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には開示することができる。

7 保有個人情報の存否に関する情報

【法第81条】

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【解説】

(1) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。

例えば、以下の情報について、本人から開示請求があった場合等が挙げられる。

- ・ 犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報
- ・ 褒章関係の候補者に関する選考状況に係る情報
- ・ 違反行為に対する抜き打ち検査に関する情報

(2) 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第２ 保有個人情報の訂正請求に係る審査基準等

法第９２条の規定により、知事は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

１ 法第９２条の規定に基づく保有個人情報の訂正

(1) 保有個人情報の訂正義務

【法第９２条】

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【解説】

ア 利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第６５条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第６５条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、知事は、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

※ 「評価」に関する情報の取扱いについて

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。

このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は知事の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲

【法第90条】

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【解説】

(1) 自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限る。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手續上の一貫性を確保するためである。

(2) 内容が事実でないと思料するとき

本条は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効たらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

(3) 当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

保有個人情報の訂正について、他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手續によることとなる。

第3 保有個人情報の利用停止請求に係る審査基準等

法第100条の規定により、知事は、利用停止請求があったときは、本条ただし書きに該当する場合を除き、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、知事における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

1 法第100条の規定に基づく保有個人情報の利用停止

(1) 保有個人情報の利用停止義務

【法第100条】

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【解説】

ア 利用停止請求に理由があると認めるとき

「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると知事が認めるときである。その判断は、知事の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

イ 当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

ウ 当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。

このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わない。

※ 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

2 利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止の措置

【法第98条】

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - 一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

【解説】

(1) 「各号のいずれかに該当すると思料するとき」

本項は、知事における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、下記のとおり、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている、③偽りその他不正の手段により取得された、又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

(2) 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。

(3) 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

(4) 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報が取得された場合をいう。

(5) 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(6) 「利用の停止又は消去」

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。

保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(7) 「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(8) 「提供の停止」

その後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。

しかし、違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(9) 「利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の利用停止について、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによる。